

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

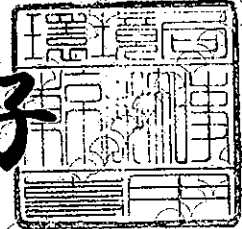
氏名 松田産業株式会社  
代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 令和 元年 9月30日

許可の有効年月日 令和 8年 9月29日

複写禁止

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令13号物(コンクリート固化物に限る。)

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上17種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上9種類)

### 2 積替え保管施設(詳細は裏面のとおり)

住所：東京都練馬区豊玉南二丁目20番3号

### 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 9月30日 新規許可

令和 元年 9月30日 更新許可 第5回

### 5 積替え許可の有無 無

### 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

認定番号：4-17-B0015

産廃エキスパート



東京都

2 積替え保管施設

住所 東京都練馬区豊玉南二丁目20番3号

積替え保管面積 : 1,808<sup>m</sup><sup>2</sup>

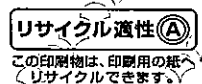
最大保管高さ : 2.7m

複写禁止

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥	200Lドラム缶 6本	1.2 m <sup>3</sup>
汚泥(水銀含有ばいじん等に限る。)	200Lドラム缶 6本	1.2 m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)*	プラ容器 1個 (0.022 <sup>m</sup> <sup>3</sup> ペール缶 30個)	0.96 m <sup>3</sup> (0.66 <sup>m</sup> <sup>3</sup> )
廃油	20L一斗缶 10本	0.2 m <sup>3</sup>
廃酸	10 <sup>m</sup> <sup>3</sup> タンク 3基	30.0 m <sup>3</sup>
	5 <sup>m</sup> <sup>3</sup> タンク 3基	15.0 m <sup>3</sup>
	20Lポリ容器 34本	0.68 m <sup>3</sup>
廃酸(水銀含有ばいじん等に限る。)	20Lポリ容器 16本	0.32 m <sup>3</sup>
廃アルカリ	10 <sup>m</sup> <sup>3</sup> タンク 5基	50.0 m <sup>3</sup>
	5 <sup>m</sup> <sup>3</sup> タンク 3基	15.0 m <sup>3</sup>
	20Lポリ容器 34本	0.68 m <sup>3</sup>
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等に限る。)	20Lポリ容器 16本	0.32 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類	1 <sup>m</sup> <sup>3</sup> フレコンバッグ70個	70.0 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	300Lドラム缶 4本	1.20 m <sup>3</sup>
紙くず	1 <sup>m</sup> <sup>3</sup> フレコンバッグ 8個	8.0 m <sup>3</sup>
木くず	1 <sup>m</sup> <sup>3</sup> フレコンバッグ 8個	8.0 m <sup>3</sup>
金属くず	1 <sup>m</sup> <sup>3</sup> フレコンバッグ 8個	8.0 m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1 <sup>m</sup> <sup>3</sup> フレコンバッグ 8個	8.0 m <sup>3</sup>
	合計保管量	218.76 m <sup>3</sup>

\*ペール缶で保管する場合はプラ容器内にて保管する。

(以下余白)



# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

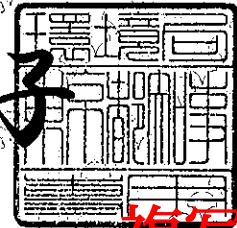
住所 東京都新宿区西新宿一丁目2-6番2号  
 氏名 松田産業株式会社  
 代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
 第14条の5第1項

東京都知事

## 小池百合子



複写禁止

許可の年月日 平成25年 5月28日  
 許可の有効年月日 平成32年 5月27日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集・運搬(積替え保管を含む)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)

② 廃酸 (pH2.0以下のもの)

③ 廃アルカリ (pH12.5以上のもの)

④ 感染性産業廃棄物

⑤ 特定有害産業廃棄物

ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等

イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物

ウ. ポリ塩化ビフェニル処理物

エ. 廃水銀等

オ. 金属等を含む廃棄物 (別表1のとおり)

(以上5種類)

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)

② 廃酸 (pH2.0以下のもの)

③ 廃アルカリ (pH12.5以上のもの)

④ 特定有害産業廃棄物

ア. 廃水銀等

イ. 金属等を含む廃棄物 (別表2のとおり)

(以上4種類)

### 2 積替え保管施設 (詳細は別表3のとおり)

住所: 東京都練馬区豊玉南二丁目20番3号

### 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 積替え保管を行う特別管理産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 5月28日 新規許可

平成25年 5月28日 更新許可 第4回

平成25年 9月20日 変更許可 種類の追加 (1,4-ジオキサンを含む特定有害産業廃棄物)

平成25年 1月 7日 変更届 積替え保管施設の保管量の変更

平成26年 3月 5日 変更許可 種類の追加 (燃え殻、鉋さい、ばいじんの特定有害産業廃棄物)

平成29年 9月 5日 変更許可 種類の追加 (廃水銀等)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無



別表1 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一・二ジクロロエチレン	ジスー・二ジクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・三ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉍さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【備考】 ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。



別表2 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一・二ジクロロエチレン	ジスー・二ジクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	一・三ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉍さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【備考】 ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

別表3 積替え保管施設

住所: 東京都練馬区豊玉南二丁目20番3号


積替え保管面積: 1,808㎡ 最大保管高さ2.48m

特別管理産業廃棄物の種類	保管量	
廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)	ポリ容器 31個 及び 一斗缶 10個	0.81m <sup>3</sup>
特定有害産業廃棄物(廃油)		
廃酸(pH2.0以下のもの)	タンク 1基	5.00m <sup>3</sup>
特定有害産業廃棄物(廃酸)	ポリ容器 50個	1.00m <sup>3</sup>
廃アルカリ(pH12.5以上のもの)	タンク 1基	5.00m <sup>3</sup>
特定有害産業廃棄物(廃アルカリ)	ポリ容器 50個	1.00m <sup>3</sup>
廃水銀等	ポリ容器 45個 又は プラスチック容器 15個	0.90m <sup>3</sup>
特定有害産業廃棄物(汚泥)	ポリ容器 45個 又は プラスチック容器 15個	0.90m <sup>3</sup>
	合計保管量	14.61m <sup>3</sup>

(以下余白)



この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

リサイクル適性   
この印刷物は、印刷用の紙を  
リサイクルできます。